The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	戦中期芦田均における普遍主義的国際政治観（二・完）：対ソ協調論と対米協調論の関係を中心に
Author(s)	矢嶋，光
Citation	阪大法学. 2013, 62(6), p. 115-134
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60147
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

戦中期芦田均における普遍主義的国際政治観（二・完）

――対ソ協調論と対米協調論の関係を中心に――

矢嶋　光

はじめに
第一章　満州事変期における国際認識と対ソ協調論
　第一節　対ソ協調の論理とその国際認識
　第二節　「防共」外交批判
第二章　日中戦争の勃発と国際認識の変容
　第一節　国民使節としての欧米訪問
　第二節　欧米訪問後の国際認識（以上、第六二巻第五号）
第三章　日中戦争外交論
　第一節　「東亜新秩序」論批判
　第二節　反ソ・対米協調論への転換
おわりに（以上、本号）

（阪大法学）62（6-115）1741〔2013. 3〕

第三章　日中戦争外交論

盧溝橋事件に端を発する日中戦争について、当初三ヶ月で解決できるとした日本軍部内の楽観論は中国側の徹底抗戦によって覆された。しかも、一九三八年一月一六日の「国民政府を対手とせず」という第一次近衛声明は中国国民政府との和平の道を閉ざすものであり、日中戦争はその収拾の見通しがつかないまま長期化することになった。こうした中で、近衛文麿首相は、戦争目的を再定義するため、同年一一月三日に第二次近衛声明として「東亜新秩序」声明を発表した。同声明は、「日満支」からなる新地域秩序を東アジアにおいて建設することを宣言するとともに、抗日政策の放棄を条件として国民政府が「東亜新秩序」建設に参加することを容認するものであった。しかし、それは同時に英米勢力の極東からの退場を要求するものであり、中国における門戸開放や機会均等を保障してきたワシントン体制の解体を事実上宣告するものでもあった。

このような「東亜新秩序」論が持つ反英米的性格は、一九三九年八月の独ソ提携といったヨーロッパ情勢と連動しつつ、防共イデオロギーによる反ソ政策から権力政治的観点に基づく対ソ国交整調という政策転換を促す契機となった。すなわち、ソ連を親「現状打破勢力」として日独伊三国の側に引きつけることによって「東亜新秩序」の建設を阻む「現状維持勢力」である英米を牽制する、あるいは英米との開戦も辞さないとする外交論が台頭することになるのである。(11)

本章では、こうした独ソ提携前後における日本外交の対ソ認識の変化を念頭に置いた上で、まず「東亜新秩序」論への芦田の対応を分析し、つづいて独ソ提携以後の彼の外交論について対ソ認識を中心に検討する。

第一節　「東亜新秩序」論批判

欧米訪問から帰国した芦田がまず憂慮したのは、国内において「ドイツに向って軍事同盟を提議する意見ハ相当強い」ことであった。[112] 防共協定強化問題として知られているこの問題は、一九三八年七月にドイツから日独伊三国の軍事同盟化について打診を受けて以後、その対象としてソ連に加えて英仏にまで拡大するか否かをめぐって外陸海三相の間で対立が生じていた。陸軍が独伊との提携によってソ連を牽制するとともに、中国を支援する英米への圧力を強めることで日中戦争を有利に解決できるとして、独伊との軍事同盟に賛成であったのに対して、外務省や海軍は欧州の戦乱に巻き込まれて英米から経済制裁を受けることを恐れて、防共協定強化には消極的であった。[113] ただし、外務省の中にも陸軍に同調する革新派[114]の存在があり、芦田は、「外務省の属僚等ハ徒に眼前の問題に支配されて熟慮を欠き、それが軽卒[率]とも、不注意とも、職務怠慢とも云ハれるのである。気分が暗い事此上ない」として、その動向に苛立ちを募らせていた。[115]

こうした中で、一九三八年八月三〇日に近衛首相と面会した芦田は、「日独協定を軍事協定にでも進めるといふ申込でも来たらそれハ戦争の決心と見てよい。日本にも軍事協定論者ハあると思ふが、此問題は充分慎重に考へて貰いたい。次の世界戦争にアメリカは英仏に加担するから、戦争ハ長くなる、日本ハ慎重に考へねバならぬと思ふ」と述べて、防共協定強化への反対を訴えている。[116] 芦田の進言は、ファシズム陣営とデモクラシー陣営の対立が不可避であるとの観点から、独伊との提携がアメリカをも巻き込んだ世界戦争へと踏み出すものであることを警告するものであった。また一九三九年三月三一日には、二度目の外相として第一次近衛内閣から引きつづき平沼騏一郎内閣に留任した有田と接触し、防共協定強化に突出する革新派の白鳥敏夫駐伊大使を抑制することを確認している。[117] わずか二年前に日独防共協定締結をめぐって論争を交わした芦田とアジア派の有田は、対米関係への配慮から

防共協定強化反対で一致するようになっていた。平沼内閣の退陣に際して、芦田が有田に「その仕事ぶりに感謝」しているのは、こうした二人の接近をよく現している。[118]

しかし、ここで注意すべきなのは、防共協定強化問題におけるアジア派と革新派の対立は、あくまでも「東亜新秩序」建設のための方策をめぐる点にあったということである。実際、日中戦争勃発直後、当時駐ソ大使であったアジア派の重光が「九国条約は既に死滅せるものなること」、日本は「同条約関係より離脱すること」を関係各国に通告することで、従来から進めてきた東アジアにおける多国間協調の枠組みを否定する態度を一層明らかにすべきであるとの意見を具申しているが、[119]このような重光の意見具申は、革新派の白鳥がクレーギー駐日イギリス大使に披瀝した「日支解決を如何に内輪に見ても九国条約の埒内では到底不可能にして自然日本はこの条約を廃棄することとなるべし」[120]という見解とほとんど変わらないものであった。要するに、防共協定強化問題をめぐるアジア派と革新派の対立の争点は、英米に対して「東亜新秩序」を承認させるための圧力として日独伊三国同盟にまで踏み込むべきか否かという点にあり、三国同盟を主張する革新派に対して、重光や有田らアジア派は、一方で日中戦争による既成事実と独伊との提携をちらつかせることによってイギリスに対する圧力を強めてその妥協を引き出し、他方で防共協定強化による独伊との決定的な提携を回避することで対米関係の悪化を防ぎつつ、イギリスをしてアメリカの抱き込みを図ることができると考えていたのである。[121]

これに対して、芦田は「東亜新秩序」論それ自体に否定的であった。その理由として第一に、英米不可分の認識が挙げられる。芦田は、「英吉利と亜米利加とを引離し、別々のものとして扱って行くといふやり方は、実際問題として適切でない。寧ろ将来は、英米を一つの対象として、話合を附けるといふことでなければ解決は難しくなるのではないか」というように、イギリスをしてアメリカの抱き込みを図るという外務省の方針には懐疑的であった。[122]

第二に、連盟体制を補完するものとしての多国間主義の重視である。一九三八年一一月一八日の有田による対米回答[123]について、芦田が「素よりアメリカ政府が伝統的に門戸開放主義に固執する限りこの回答に満足するものとは思へない[124]」と述べているのは、アメリカがアウタルキーとしての地域秩序を承認することはないという見通しを示すことで、「東亜新秩序」論の閉鎖性を婉曲的に批判したものであった。

実際、この時期の芦田が唱えたのは、東アジアにおける日英米三国による多国間協調の枠組みの再構築を求める外交論であり、ワシントン体制回帰論とでもいうべきものであった。芦田は、一九三八年一二月二二日の第三次近衛声明を捉えて、これを「第三国に向っては、支那にある権益を尊重し、支那を保全し、事実上門戸開放に支障を与へない事を声明した」ものであると解釈した上で、「満州の独立を承認」すること、「北支の資源開発、原料の獲得について日本の計画に同情を持つこと」という二つの代償と引き換えに、「第三国商人の権益は出来る限り尊重する寛大な態度を示すこと」、「英米其他の第三国人に対し、其通商上の自由を承認」すること、「亜細亜に於ける第三国領土の現状維持を再確認すべき」こととといった条件を日本が受け入れるべきであると論じるとともに、これらの条件は「単に経済的協力の基礎である許りでなく、現下熱狂的に進行しつゝある英米の海軍拡張にブレーキを掛ける基本的条件である」として、日英米三国の海軍軍縮を提案した[125]。芦田は、第三次近衛声明の中の「抗日国民政府の徹底的武力掃蕩」や「日本軍の防共駐屯」、「内蒙地方を特殊防共地域とすること」などの条件を意図的に無視し、「日本は何等支那に於て経済的独占を行はんとするものに非ず」、「第三国の利益を制限するが如きことを求むるものに非ず」、また「日本は支那の主権を尊重する」といった文言をつなぎ合わせることで、中国の領土保全や中国における門戸開放、機会均等を導き出し、さらに日英米三国による海軍軍縮を提案することによって、同声明をワシントン体制回帰論として強引に解釈しようとしたのである[126]。

もっとも、「東亜新秩序」声明以後、日中戦争の現実を理論的に基礎づけようとする東亜協同体論が論壇を席巻する中で、このような芦田の外交論は明らかに異質なものであった。連盟体制を補完するものとして位置づけられる多国間協調への復帰を説く外交論は、これまでの日中戦争の戦果を否定するものに他ならなかったからである。[127]

しかし、芦田が東亜協同体論に同調することは決してなかった。このことは、一面において、芦田が重光らアジア派や蠟山政道、尾崎秀実といった東亜協同体論者とは異なり、中国ナショナリズムに対する共感や脱植民地化の問題に対する関心がそれほど高くなかったことを示している。周知のように、東亜協同体論による日中戦争肯定の論理の一つは中国を従属的地位に置いてきた帝国主義秩序としてのワシントン体制の解体という点にあったが、[128]芦田は、天津租界封鎖事件に際して、「租界の回収は、支那側より提示すべき条件であって、我国が之を要求することは理論上可なり困難な問題」であると述べるなど、中国の脱植民地化という問題には冷淡であった。[129]しかし他方で、日中戦争を積極的に肯定しなかったという事実は、芦田が戦争違法化という国際法状況に照らして日中戦争の違法性を認識していたことを示唆している。例えば、「東亜新秩序」をめぐる座談会の席で、芦田は、蠟山と尾崎に向かって、「東亜の秩序といふものは、日本の兵力で押へて行かなければ保てない」のが実態であって、東亜協同体論は「現実を見ない理想論」であり、結局のところ「東亜に於ける新秩序とは、どういふことかと言へば、極東に於ける日本の覇権」ではないかと断じている。[130]日中戦争勃発以後の芦田は「革新政策とは共産主義と侵畧主義の合体したもの」[131]との見方を強めていくが、日中戦争を正当化し、戦時体制の名の下に自由主義的秩序の変革を肯定する東亜協同体論は、芦田にとって「共産主義と侵畧主義の合体」以外の何ものでもなかった。[132]

一方、多国間協調への復帰を説く芦田の外交論は、外務省との間にも軋轢を生じさせることになった。「小僧のような属僚が、其時々の思付きで Times を御用商人の如く扱ハんとする。それを Fight して行くんだ」とその日

記に記しているように[133]、芦田はジャパン・タイムズの編集方針をめぐって情報部と対立するようになっていたのである。実際、一九三八年以降のジャパン・タイムズ紙では、イギリスによるイタリアのエチオピア併合承認やミュンヘン会談といった一連の宥和政策を「現実主義」外交として評価した上で、イギリスはこうした「現実主義」に基づいて日中戦争勃発以後の東アジアの現状についてもこれを承認すべきである、というような社説が掲載されるようになっていく[134]。

だが、芦田から見れば、イギリスの対日宥和に期待する外務省の「現実主義」は希望的観測に過ぎないものであった。イギリスが「慎重な外交工作」を必要とするのは「英国空軍と海軍の充実は一九四一年にならなければその形態を備へない」からであり、宥和政策は軍拡のための時間稼ぎとして見るべきものであったからである[135]。芦田にとって「『現実主義』とは、中国の徹底的な抵抗にあい、文明世界の憎悪しか得られず、破滅しかもたらさない企てから引き返すには遅すぎる事態となる前に、日本が賢明になること[136]」に他ならなかったのである。

第二節　反ソ・対米協調論への転換

一九三九年四月の天津租界封鎖事件に端を発する日英東京会談において、有田外相は中国問題の包括的調整を持ち出して「東亜新秩序」に対するイギリスの承認を取り付けることを試みたが、一般協定が成立した矢先の七月二六日、アメリカ政府は日米通商航海条約の廃棄を通告、日英交渉も治安問題と経済問題をめぐる具体的な協議で行き詰まり、八月二〇日に決裂した。芦田の予測した通り、イギリスをしてアメリカの抱き込みを図るというアジア派の戦略は完全な失敗に終わったのである。しかも、このわずか三日後に独ソ不可侵条約が成立、防共協定強化による「東亜新秩序」の建設という革新派の方策もまた破綻することになった。

こうして「東亜新秩序」をめぐる政策の再検討が迫られる中で、革新派を中心に「防共」外交から一転して対ソ緊張緩和路線が模索されるようになっていく。とりわけ一九四〇年四月以降のヨーロッパにおけるドイツの快進撃という国際情勢の変化にともなって、仏印や蘭印といった東南アジアへの進出の好機がもたらされると、南進のための「北方静謐」という権力政治的観点から、政府中枢でも対ソ国交整調の重要性が強く意識されることになる。[137]

一方、日中戦争勃発以後の芦田は、対ソ協調論から距離を置くようになっていた。『欧米見たまゝ』において、「防共団（独、伊を中心とする）と所謂自由主義国（英、仏、米を中心とする）との対立」と記したように、芦田はソ連をファシズム陣営とデモクラシー陣営のどちらにも位置づけていない。また、前節で論じた芦田のワシントン体制回帰論の中でもソ連との関係について言及することはなかった。その理由の一つには、日中戦争の勃発によって対ソ協調の実現可能性が低下したことが挙げられるが、より重要なのは、一九三七年以降ソ連国内で巻き起こった「大テロル」を契機として、ソ連が集団安全保障政策から孤立主義へと回帰しつつあるのではないかとの疑念から、芦田が「ソ連は現状維持派の一角を守って将来防御的態勢を執るものと一応の推断を下さゞるを得ない」[138]という従来の対ソ認識を修正しつつあった点にある。[139]

もっとも、芦田は、ソ連がファシズム陣営との提携に踏み切るというような事態を見通していた訳ではない。実際、リトヴィノフの外務人民委員解任に際して、「今更覆水が盆に帰るとは考へられない」と述べているように、芦田は独ソ提携の可能性を全く予想していなかった。[140]

したがって、一九三九年八月の独ソ不可侵条約の締結は、芦田にとって「まるで頭の上に雷が落ちたよう」な衝撃であった。[141]同時に、この独ソ提携は、芦田の対ソ協調論を一変させることにもなった。すなわち、芦田は、満州事変以来の持論であった日ソ不可侵条約について、「私は出来ないだらうと思ふ」と述べ、たとえ「出来たから、

本当に不侵略だからといって、安心する事態が出て来るかといふと、中々出て来ない」として、懐疑的な見方を示すようになった。[142] そして欧州戦争勃発後には、「対ソ軍備は一日も之れを忽せにすることは許されない」というように、芦田は対ソ協調論から反ソ論へとその立場を明らかに転換したのである。[143]

芦田がこのような反ソ的態度をとるようになった理由の一つには、対ソ協調論の戦略的価値が減少あるいは変質したことが挙げられる。そもそも芦田の対ソ協調論が対米協調の足がかりとして位置づけられるものであったことは、既に指摘した通りである。これに対して、日中戦争勃発以後における対ソ協調論は、米ソ分断や対米牽制というような消極的なものへと変わっていた。しかも、一九四〇年四月以降のドイツの快進撃にともなう南進論とそのための「北方静謐」という観点から対ソ国交整調の必要性が主張されるようになったことは、対米牽制を超えて対米対抗を目的とするものであり、これまで芦田が唱えてきた対ソ協調論とは全く性質を異にするものであった。このとき芦田が「実力南進論はそれが必然的に日米関係を極度に悪化させる」ものであり、「此際慎重に考へなければならぬ」と述べて注意を促すとともに、それでは南進論によって敵対が予想される「米国に対抗する為めにソ連と提携する可能性があるか」と問いかけ、「之に対する答案は深く議論する迄もな」いとして対ソ提携論を一蹴しているのは、[144] 芦田が反ソ論へと転換した動機を端的に示している。

だが、芦田にとってより決定的だったのは、ソ連に対する不信感であった。この点に関して、欧米派の外交官で当時駐ソ大使であった東郷茂徳の対ソ認識と比較すれば明らかである。満州事変以後一貫して対ソ協調論を唱えてきた東郷は、独伊との提携や南進論と結びつくことを警戒しつつも、重慶の中国国民政府に対する打撃や対米関係における外交的立場の強化といった理由からこの時点でもソ連との協調を実現すべきであると説いていた。[145] 要するに、東郷は、南進論への警戒という点を差し引いてもなお、勢力均衡を引照基準とする権力政治的観点からすれば、

日ソの政治的接近には未だ十分な価値があると判断していたのである。

これに対して、芦田は、日ソ間に「不可侵条約を結んだとしても、事の実際に於て益するところは何物もない」として、東郷のような見解をはっきりと拒絶している。[146] 芦田は、欧州戦争勃発後のソ連が不可侵条約を一方的に破棄してフィンランドに侵攻すると、「ソ連は帝政ロシア時代の帝国主義あるいは拡張政策に回帰したのだろうか」と述べて、ソ連外交に対する猜疑心を一層強めるようになった。[147] こうした中で、芦田が「ソ連と接近し握手するには相手方の誠意と信頼とが先づ第一に検討せられねばならない」[148] と指摘しているのは、膨張主義へと傾斜していくソ連外交に対する不信感を露わにしたものであった。もはや芦田は、「日ソ間に相互信頼の念を抱かせようとしても、事実上不可能」になったと見なすようになっていたのである。[149]

このような対ソ不信感に基づく反ソ論への転換は、根本的には芦田の普遍主義的国際政治観と関連しているように思われる。欧州戦争勃発後の日本国内では、世界を東亜、ソ連、欧州、米州の四つのブロックに分割し、それぞれ日本、ソ連、独伊、アメリカを指導的立場とする新秩序構想が語られるようになり、日中戦争と欧州戦争はこうした世界新秩序建設のための戦いとして意義づけられる一方、その論理的帰結としての独伊との提携とこれにソ連を加えることによってアメリカの参戦を牽制するという「四国協商」論が台頭するようになっていく。これに対して、芦田は、「支那に於ける新秩序といふものが、ドイツがチェッコを併合したり、ポーランドを取ったりすること、同じ」ことを意味するのであれば、それは「新秩序でない」と述べて、「四国協商」論に基づく世界分割構想に異論を唱えている。[150] 欧州戦争に対する芦田の見方は、ドイツとソ連という「全体主義の二大強国」が「武力で四隣の国を押しつぶす」ものであり、それは「国際的無秩序」とでもいうべきものであった。[151]

また、欧州戦争に対する芦田の見通しは、「ドイツは結局敗ける」というものであり、[152] フランスが敗北した後も

「戦争は当分継続する」と見ていた。[153] こうした前提に立った上で、芦田は、「東亜協同体の実現には疑念を挿む者である」として自らの立場を明らかにし、戦後国際秩序について「国際連盟の規約と組織とに改訂を加へ、これを改善することに依って、兎にも角にも世界の新しき秩序を建設する」ことになるとの予測を示して、「次善の対策として之に協力するの用意だけは持合すべきものと思ふ」と提言した。[154] 芦田は、「パリ平和会議に於て国際連盟の思想が一世を風靡し、この集団組織に依って人類の新しき方向を発見せんとして、実際政策に於ても、この線に沿うて、幾多の努力が繰り返されて来た」ことを改めて指摘し、ヨーロッパが再び戦禍に苛まれたことによって、「今度こそ国際生活の新たなる形態を創造せんとする焦慮の念は、之を了解する」だろうと考えていたのである。[155]

このように、芦田は、日中戦争や欧州戦争に対して世界新秩序建設のための戦いというような意義を与えることはなく、欧州戦争の勃発によって連盟体制が完全に崩壊した後も、ある程度これを積極的に評価していた。このことは、欧州戦争勃発以後の芦田がソ連を暴力によって国際秩序を破壊するファシズム陣営の一員として位置づけるようになり、その結果としてソ連外交に対して批判的になっていったことを示している。そして芦田は、実際には「旧来の如き甘い夢を抱いてワシントンの好意を繋ぐことの不可能」を認識し、「全面的にアメリカに妥協する」以外に対米関係改善の道はないことを知りつつ、[156]「日米、日蘇の関係を調整することを希望するに違いないが、我国策の遂行上、其孰れが調整に容易であるかを明確に判断して、止むを得なければ一方を捨てゝ、一方を選ぶことが安全である」として、対ソ協調を捨てて対米協調を選ぶことを主張するようになるのである。[157]

したがって、芦田が一九四〇年九月の日独伊三国同盟や翌年四月に成立した日ソ中立条約を全く評価しなかったことはいうまでもない。芦田は、三国同盟によって、日米関係が「枢軸国対民主国の戦略を目標とする最後の階梯に到達した」として、対米開戦がすぐそこまで迫っているとの危機感を持つようになった。[158] 同時に、芦田は、「日

蘇条約の成立を理由として、米国の実力に亀裂が入った如く計算し、日米戦争の暁にソ連からの好意的支持を期待する如き結論を引出すならば、それは将来に向って大なる禍根を残すものである」[159]、あるいは「中立条約が出来たからそれでロシヤ問題は総て安心だと考へると、そこに危険なことは起こりやしないか。といふのは過去二三年来のソヴイエトの行状を調査して見れば分る」[160]と指摘するなど、中立条約の成立後も対ソ不信感を隠そうとはしなかった。このとき、本心では「三国同盟の効用については疑わしい」[161]と思いながらも、「日独伊同盟はアメリカの参戦を引留めることを目的とすると政府から発表されたのであるから」、「欧洲への参戦を思止まらしめ、太平洋をして名の如く安泰ならしめる為めに最後の力を致すことは其論理的の帰結である」[162]と主張したのは、当時の芦田にできる精一杯の政府批判であった。

しかし、周知のように、芦田の外交論が日本外交の現実を変えることはなかった。一九四一年六月の独ソ戦開始によって「四国協商」論が破綻する中で、日本は七月に南部仏印への進駐を実施、これに対してアメリカは対日石油全面禁止で応じ、日米関係は極度に悪化した。この間四月から開始されていた日米交渉も事態を打開するには至らず、一二月八日、ついに日本は対米開戦に踏み切ったのである。同年末の日記に芦田は、「議会に出てからの念願ハ：（1）外交を軌道に乗せること。（2）行過ぎの外交を制調（ママ）すること。（3）民権を擁護すること。（ママ）であった。昭和十六年十二月に入って、上の（1）、（2）は完全に潰滅した」と記した。満州事変以来「十数年の苦心ハ凡て水泡に帰した」のである。[163]

おわりに

本稿では、満州事変期から日米開戦に至るまでの間の芦田の外交論を検討することによって、彼の対ソ協調論が

日中戦争勃発を境にして徐々に低調になっていき、独ソ提携と欧州戦争の勃発以後には明らかな反ソ論へと転換していったことを論じた。本稿の主な論点は、以下の二点である。

第一に、対ソ協調論から反ソ論への転換が、戦争違法化と集団安全保障の理念を中核とする国際連盟体制を重視してきた芦田の普遍主義的国際政治観によってもたらされたということである。芦田は、戦間期「新外交」の影響を受けて連盟を中心とする普遍主義的国際秩序を尊重するようになり、その認識は、第一次世界大戦後の世界で圧倒的な力を持つようになったアメリカが不戦条約の締結を契機として連盟との協力を深め、多国間主義がアメリカ外交の基調となる中で一層強まった。満州事変期における芦田の対ソ協調論は、こうした普遍主義的国際政治観を背景に持つものであった。すなわち、芦田は、当時ソ連が推進する集団安全保障政策に注目し、これに積極的に対応することで事変によって動揺した東アジアにおける多国間協調の枠組みを再構築し、多国間主義を基調とするアメリカとの関係改善にまで結びつけることを考えていたのである。したがって、一九三五年の華北分離工作を受けて、反ソ・反共イデオロギーに基づく「防共」外交が打ち出されると、芦田はこれを強く批判することになった。

しかし、日中戦争勃発以後の芦田は、次第に対ソ協調論から距離を置くようになっていった。その理由の一つには、日中戦争の勃発によって対ソ協調の実現可能性が低下したことが挙げられるが、より重要なのは、ソ連外交が集団安全保障政策から孤立主義へと回帰しつつあるのではないか、という疑念を芦田が持つようになったことにあった。一九三九年八月の独ソ提携とそれにつづく欧州戦争の勃発は、そのような疑念を確信に変えるものであった。欧州戦争の勃発を受けて、芦田ははっきりと反ソ論の立場をとるようになったのである。

こうした芦田の反ソ論への転換は、独ソ提携以後の日本外交が防共イデオロギーによる反ソ政策から権力政治的観点に基づく対ソ国交整調へと政策転換していったのとは対照をなすものであった。この対ソ認識をめぐる芦田と

日本外交の対照性は、芦田が「北方静謐」を確保して東南アジアへの進出を図ろうとする南進論に対して対米関係への考慮から反対であったことを示すものであるとともに、欧州戦争勃発によって連盟体制が完全に崩壊した後も彼が普遍主義的国際政治観を維持しつづけていたことを示唆している。なぜなら、芦田の反ソ論は、ソ連を親「現状打破勢力」として日独伊三国の側に引きつけることによって、「現状維持勢力」である英米と対抗し、世界を東亜、ソ連、欧州、米州の四つのブロックに分割しようとする新秩序構想を全面的に否定するものであったからである。芦田は、欧州戦争後の国際秩序に対する見通しとして連盟体制の復活を予測するなど、なおも普遍主義への期待を失っていなかった。したがって、芦田にとって、欧州戦争は世界新秩序建設のための戦いなどではなく、暴力によって国際秩序が蹂躙される「国際的無秩序」であり、ソ連はドイツとともに「国際的無秩序」を作り出した元凶として批判すべき対象に他ならなかった。このように、従来朝鮮戦争の勃発を契機とするとされてきた芦田の反ソ・反共主義者への変貌は、既に戦中期にその端緒を見いだすことができる。

第二の論点は、戦中期の芦田が普遍主義的国際政治観を維持しつづけた一方で、連盟体制の中核的理念として位置づけていた集団安全保障概念に対する理解を大きく変容させていったことである。本来的に集団安全保障の理念は、戦争違法化を原則として軍縮を推進するものとして連盟規約に規定されたものであり、芦田もこうした規範的な側面から集団安全保障を理解していた。それゆえ、満州事変期の芦田は、ソ連の集団安全保障政策について、日本を包囲するための策動というよりも、むしろ東アジアにおける多国間協調の枠組みを再構築する好機として捉えたのである。

しかし、日中戦争勃発直後に国民使節として欧米を訪問した芦田は、イギリスの軍拡を目の当たりにして集団安全保障に対する理解を改めた。すなわち、一九三五年のイタリアによるエチオピア侵攻や翌年のドイツによるロカ

ルノ条約廃棄といった事態に対して、連盟を中心とする集団安全保障体制が何ら有効な対処をなし得なかったのは、独伊に対抗し得る力を持っていなかったためであると見なし、集団安全保障が現実に適用されるためには十分な軍事力の裏付けが必要であるという実際的な理解を示すようになったのである。

同時に、このことは、芦田の普遍主義的国際政治観にも重要な変化をもたらすことになった。欧米訪問後の芦田は、世界が連盟体制を擁護しようとする英米仏といったデモクラシー陣営と暴力によってこれを破壊しようとする独伊のファシズム陣営という二つのブロックに分裂していること、またそうした現実を前にして理念的には普遍的であるはずの連盟が実質的にはデモクラシー陣営の同盟として機能していることを認識するようになったのである。その結果、芦田は、中国への武力進出に他ならない日中戦争に対して連盟体制を擁護しようとする英米の介入は不可避であるとの危機感を抱くようになり、日中戦争の戦果を否定しかねない多国間協調への復帰を説く外交論を唱えて、「全面的にアメリカと妥協」すべきであると論じるようになった。

もっとも、満州事変以後の日本の対外行動は、連盟を中心とする普遍主義的国際秩序に対する挑戦であり、日中全面戦争を経て、ついに日米開戦へと至る。この間の芦田の外交論は、自らの理念とそれとはかけ離れていく日本外交の現実との間で矛盾と緊張を抱えるものであった。そうした中で、国民使節として欧米を訪問した際には、自らの理念に反して日中戦争における日本の立場を擁護することもあった。日米開戦後、「戦争には勝ちたい」と率直な気持ちを吐露する一方で、「大東亜戦に勝った際、その勝利に一分と雖寄与した等と自負する気持ハない」と記しているのは、[164] 乖離していく理念と現実の間で苦悩する芦田の姿をよく現している。

だが、こうした矛盾と苦悩を乗り越えて、芦田の普遍主義的国際政治観は戦後にまで引き継がれていったように思われる。芦田がGHQによる新憲法草案の戦争放棄条項を前にして、「戦争廃棄といひ、国際紛争は武力によら

ずして仲裁と調停により解決せらるべしと言ふ思想は既に Kellog Pact と Covenant とに於て吾政府が受諾した政策であり、決して耳新しいものではない」[165]と冷静に受け止めたことは、このことを示す証左の一つといえる。同時に、戦争放棄条項を不戦条約と連盟規約の観点から受け止めた芦田が朝鮮戦争を契機として積極的再軍備論者へと変貌を遂げることもまた、彼の普遍主義的国際政治観の一つの帰結として見ることができる。なぜなら、戦中期を経た芦田は、現実の暴力を前にして国際秩序を維持しようとするならば、実際的な力の裏付けが不可欠であるとの認識を持つようになったからである。確かに、戦後の芦田は民族の生存と独立から導かれる自衛権によって再軍備を正当化し、その再軍備論は過激ともいえるナショナリズムの言辞に彩られたものであった。しかし他方で、芦田が「自由と平和の世界を打立てると宣誓した憲法の精神を護ろうとするならば、われ〳〵は甘んじてその犠牲を払ふ覚悟をなすべきである」[166]と述べるとき、そこに戦間期から戦中期を経て形成された彼の普遍主義的国際政治観を読み取ることも決して的外れなことではないように思われるのである。

以上、本稿が明らかにした戦中期における芦田の普遍主義的国際政治観の連続と変容は、従来の研究では十分に解明されてこなかった戦前日本における集団安全保障の概念理解の変遷の一端を示すものとして注目される。加えて、このような芦田の軌跡は、これまで専ら自衛権やナショナリズムの観点から説明されてきた戦後日本の再軍備論について、集団安全保障の理念との関係から再検討する必要性を示唆するものであるといえる。もっとも、芦田の普遍主義的国際政治観と戦後日本の再軍備論との関係については具体的に言及することができなかった。この点については、今後の課題としたい。

(111) 三谷太一郎「独ソ不可侵条約下の日中戦争外交」入江昭・有賀貞編『戦間期の日本外交』(東京大学出版会、一九八四年)所収、前掲、酒井哲哉「防共概念の導入と日ソ関係の変容」を参照。

(112) 『芦田均日記』第四巻、一九三八年九月一五日の条。
(113) 防共協定強化問題について、代表的な研究として、大幡篤四郎「日独防共協定・同強化問題」『太平洋戦争への道』第五巻（朝日新聞社、一九六三年）所収を参照。
(114) 革新派については、戸部良一氏による一連の研究がある。ここではさし当たり、戸部良一『外務省革新派』（中央公論新社、二〇一〇年）を参照。他に、田浦雅徳「昭和十年代外務省革新派の情勢認識と政策」『日本歴史』第四九三号（一九八九年六月）、塩崎弘明「外務省革新派の現状打破認識と政策」同『国内新体制を求めて――両大戦後にわたる革新運動・思想の軌跡――』（九州大学出版会、一九九八年）所収も参照。
(115) 『芦田均日記』第四巻、一九三八年九月一五日の条。
(116) 同前、一九三八年八月三〇日の条。
(117) 同前、一九三九年三月三一日を参照。
(118) 同前、一九三九年八月二八日の条。
(119) 一九三七年一〇月三一日付在独国武者小路大使発広田外務大臣宛電報『日本外交文書』日中戦争第三冊、一六七五頁。重光は、以後も一貫して「九国条約の排撃」と「集団機構設定の打破」を意見具申している（一九三八年五月一八日付在ソ連邦重光大使発広田外務大臣宛電報、同前、一七四一頁、一九三八年一一月一一日付在英国重光大使発有田外務大臣宛電報、同前、一九四八～一九四九頁を参照）。
(120) 「昭和十二年十二月　白鳥大使提出　英国との大使会談録」「帝国ノ対外政策関係一件（対支、対満政策ヲ除ク）」第二巻（外務省外交史料館所蔵、外務省記録 A.1.0.0.6）。
(121) 井上勇一「有田の『広域経済圏』構想と対英交渉」『国際政治』第五六号（有斐閣、一九八七年三月）、服部聡「有田八郎と『東亜新秩序』」前掲、服部龍一・土田哲夫・後藤晴美編著『戦間期の東アジア国際政治』所収を参照。
(122) 芦田均「新スペインと慌しき欧米政局」『ダイヤモンド』第二七巻第五号（一九三九年二月一一日）二七頁。
(123) 有田は、日中戦争に際して中国における門戸開放と機会均等の維持を求めるアメリカに対して、「事変前の事態に適用ありたる観念乃至原則を以て其の侭現在及今後の事態を律せんとすることは何等当面の問題の解決を齎す所以に非さるのみならず又東亜恒久平和の確立に資するものに非さること」を回答し、「東亜新秩序」が暗にワシントン体制への回帰

を拒否するものであることを告げた（「米国政府の十月六日付対日通牒に対するわが方回答」『日本外交文書』日中戦争第三冊、二二三二頁）。

(124) 芦田均「門戸開放と米国政府」『報知新聞』（一九三八年一一月二〇日）。

(125) 芦田均「日英関係の現段階」『商工経済』第七巻第三号（一九三九年三月一日）四～九頁。

(126) 第三次近衛声明の全文については、「昭和一三年一二月二二日　日中国交調整の根本方針に関する近衛総理声明」『日本外交文書』日中戦争第一冊、四五〇～四五一頁を参照。

(127) 第七四議会における「事変根本処理方針」への追及が示すように、これまでの戦費負担と人的犠牲を考えれば第三次近衛声明による和平でさえ寛大すぎると見なされていた（永井和「日中戦争全面化と東亜新秩序――第七一～七五議会」内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会史録』第三巻、第一法規出版、一九九一年、三〇〇～三〇三頁を参照）。

(128) 東亜協同体論は、その論者によって論旨は多岐にわたるが、共通の性格として、「（一）いわゆる『日本主義』、『皇道主義』によるアジア統一の観念性と偏局性を批判し、アジア連帯の原理としてアジア諸国家に共通する普遍的政治理念を追求したこと、（二）いわゆる『経済ブロック』的な考え方を否定し、その根底にある資本主義理念の克服を国内政治・大陸政策の両面にわたって追求したこと、（三）アジアにおける連帯理念の形成は、単にアジアの新しい国家連合を可能とするばかりでなく、『世界史の新しき段階における世界的原理』の創造につらなるであろうとするヴィジョンがいだかれていたこと、そして、（四）そうした理念の形成を必然たらしめた現実の契機として、中国ナショナリズムへの共感ないし肯定の姿勢が共通していること」が挙げられる（橋川文三「東亜新秩序の神話」橋川文三・松本三之介編『近代日本政治思想史』Ⅱ、有斐閣、一九七〇年、三六一～三六二頁）。

(129) 芦田均「ダンチッヒより天津租界へ」『婦人之友』第三三巻第八号（一九三九年八月一日）六六頁。結局、芦田にとって、中国は「世界列強の利害が錯綜してゐる場所」であり、「欧米列強との関係を念頭に措いて、これに善処することを必要とする」場所であった（同前）。

(130) 「東亜の新秩序と第三国」座談会『ダイヤモンド』第二六巻第三六号（一九三八年一二月一日）二七～二八頁。

(131) 『芦田均日記』第四巻、一九三八年一一月二二日の条。

(132) このことは、芦田が昭和研究会の外交委員会に名を連ねながらも（昭和同人会編『昭和研究会』経済往来社、一九六

八年、八七頁を参照）、東亜協同体論や国内新体制を説く中心メンバーとは明らかに一線を画していたことを示している。

(133) 『芦田均日記』第四巻、一九三八年九月二三日の条。対立の相手は、おそらく情報部長の河相達夫である。芦田は、革新派に近い河相と防共協定強化問題をめぐって見解を大きく異にしているからである（同前、一九三八年九月一四日を参照）。この他、芦田は、社内でも元外交官の鹿島守之助との確執を抱えていたが（同前、一九三七年一〇月一一日、一九三九年一二月一八日を参照）、その原因は、鹿島のアジア主義的な主張にあったと思われる（Morinosuke Kajima, "World Affair And Japan's Stand", *Japan Times & Mail*, December 15, 1937, "Problems of Far East : 1938", *Japan Times & Mail*, February 11, 1938 を参照）。鹿島のアジア主義については、松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）五四八～五五三頁も参照。なお、結局芦田は、一九三九年末をもってジャパン・タイムズ社の社長を辞職することを申し出ることになる（『芦田均日記』第四巻、一九三九年一二月六日を参照）。

(134) *Japan Times & Mail*, May 4, 15, June 2, October 16, 1938 を参照。

(135) 芦田均「四国協調の効果」『エコノミスト』第一六巻第三五号（一九三八年一二月一一日）一二頁。

(136) 「芦田均日記」原本、一九三八年八月六日の添付英字新聞記事。「芦田均日記」の原本については、科学研究費補助金研究「芦田均文書の保存・整理・公開および研究基盤創出のための総合研究」（基盤研究B・二〇〇七年度～二〇〇九年度・課題番号19330033・研究代表者：福永文夫獨協大学教授）を通じて、ご遺族である下河辺元春氏から閲覧させていただくことができた。記して感謝申し上げます。

(137) 細谷千博「三国同盟と日ソ中立条約」前掲『太平洋戦争への道』第五巻、二五四～二五六頁を参照。

(138) 芦田均「ロシア外交論」『文藝春秋』第一五巻第二号（一九三七年二月一日）七七頁。

(139) 「世界周遊日記①」一九三七年一二月三〇日を参照。

(140) 芦田均「リトヴィーノフの失脚とソ連の外交」『財政』第四巻第七号（一九三九年七月一日）一一三頁。

(141) 『芦田均日記』第四巻、一九三九年八月二三日の条。

(142) 「独ソ提携の波紋と我が対外方針」座談会『東洋経済新報』第一八八四号（一九三九年九月二日）三六頁。

(143) 芦田均「不介入政策の根拠」『外交時報』第八五四号（一九四〇年七月一日）一三一頁。

(144) 同前、一三〇～一三一頁。

(145) 東郷茂徳『東郷茂徳外交手記――時代の一面――』（原書房、一九六七年）一四三頁を参照。
(146) 芦田均「外交戦と日本の立場（2）日ソ関係の前途」『北海タイムス』（一九四〇年一月三日）。
(147) "Another War Starts", *Japan Times & Mail*, December 1, 1939. なお、この記事については、芦田自身が書いたことを日記から確認することができる（『芦田均日記』第四巻、一九三九年一一月三一日を参照）。
(148) 前掲、芦田均「外交戦と日本の立場（2）日ソ関係の前途」。
(149) 芦田均「欧洲戦争と極東」『財政』第五巻第一〇号（一九四〇年九月一日）一〇二頁。
(150) 「世界の破局と日本の進路を語る」座談会『経済マガジン』第四巻第一号（一九四〇年一月一日）一二三頁。
(151) 芦田均「蘇連の動向を占ふ」『改造』第二一巻第一一号（一九三九年九月二八日）三六頁。
(152) 「日本戦時外交談義」対談『実業之日本』第四三巻第四号（一九四〇年二月一五日）三四頁。
(153) 前掲、芦田均「不介入政策の根拠」一二九頁。
(154) 芦田均「東亜連盟と欧洲連邦」『国際知識及評論』第二〇巻第五号（一九四〇年五月一日）三七、四〇頁。
(155) 芦田均「欧洲の争覇と戦争目的」『財政』第五巻第一号（一九四〇年一月一日）一四五頁。
(156) 芦田均「対ソ、対米方針が新外交の命題」『福岡日日新聞』（一九四〇年一月二一日）。
(157) 芦田均「世界の変革と日・米・蘇の関係」『商工経済』第一〇巻第三号（一九四〇年九月一日）二〇頁。
(158) 芦田均「米国は何を惧れる」『改造』第二三巻第二三号（一九四一年一二月一日）六四頁。
(159) 芦田均「日米国交の整調」『ダイヤモンド』第二九巻第一三号（一九四一年五月一日）二〇頁。
(160) 芦田均「欧洲の戦火と太平洋」『旬刊講演集』第六〇七号（一九四一年六月二〇日）二九頁。
(161) 『芦田均日記』第四巻、一九四〇年一〇月一六日の条。
(162) 前掲、芦田均「日米国交の整調」二二頁。
(163) 『芦田均日記』第四巻、一九四一年一二月三一日の条。
(164) 同前、一九四二年一二月三一日の条。
(165) 進藤榮一・下河辺元春編『芦田均日記』第一巻（岩波書店、一九八六年）一九四六年二月二二日の条。
(166) 芦田均「自由と平和のための闘ひ」『文藝春秋』第二九巻第四号（一九五一年三月一日）三八頁。